

工 事 仕 様 書

- 1 本工事に係る費用は、すべて申請者にて負担する。
- 2 工事は、申請個所以外は損傷しないよう十分配慮し、又工事施工に当たって責任者を定め、新城市長の指示に従う。
- 3 本工事の施工に際しては、他の公共埋設物には十分注意し、万一損傷した場合は当方の責任にて復旧する。
- 4 本工事の施工に際しては、添付図面を精査し、図面に基づき完全に施工する。
- 5 工事中は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（総理府、建設省令第3号）及び道路工事現場における標示施設等の設置基準について（建設省道路局長通達）を厳守する。
- 6 工事着手前に所轄警察署長に届け出て、その許可を受けて施工する。
- 7 工事の着手竣工に際しては、着手完了届を提出して係官の検査を受ける。
- 8 コンクリートは十分に締め固め、養生時間を十分取り、コンクリート強度を確保する。
- 9 埋め戻しは転圧を十分に行い、後日沈下しないようにする。